第２　施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表

電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

年度分

（単位　回、秒、円）

第１表　施行規則第14条第１号ロに掲げるもの

		１　通信回数	２　通信時間	３　通信回数に適用される額の単価	４　通信時間に適用される額の単価	５　負担した額
発信側端末の帰属する単位料金区域	着信側端末の帰属する単位料金区域	（単位　回）	（単位　秒）	（単位　円）	（単位　円）	（単位　円）

注１　同一都道府県及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リルーティング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとについて記載すること。

２　１の記載事項について、第８条第２項の事項を記載する場合には、標題を「アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する離島特例通信」とすること。

３　発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ１回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものにあっては、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該１回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

４　卸電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を１回とし、通信時間の欄については、当該１回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

５　５の欄の数値が、１の欄から４の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。